# 平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 第2回権利擁護専門部会 次第

日時 平成30年11月22日(木)午後6時30分から 場所 文京区民センター2階 2B会議室

_
1 <del>111</del> 1

- 2 議題
- (1) 今年度の権利擁護専門部会の予定について
- (2) 文京区における成年後見制度の課題について
- (3) 次回以降の日程について

次 回:1月21日(月)または1月24日(木)次々回:2月18日(月)または2月22日(金)

(4) その他

### 【配付資料】

- 開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・今後の権利擁護専門部会の予定

【資料第2号】

・成年後見制度利用促進に関する法律を受けての成年後見制度の現在の課題

【資料第3号】

·第1回権利擁護専門部会要点記録

【参考資料】

# 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会員名簿

平成30年4月1日

## 敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	髙山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授

親会委員	松下 功一	文京槐の会 は~とぴあ施設長	
親会委員	大形 利裕	文京区障害者就労支援センター センター長	
親会委員	安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり	
委員	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)	
"	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター	
"	浦﨑 寛泰	弁護士	
"	箱石 まみ	司法書士	
"	本山 棣子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長	
"	賀藤 一示	文京区知的障害者相談員	
"	杉浦 幸介	当事者委員	
"	久米 佳江	当事者委員	
"	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長	
区 委員	永尾 真一	知的障害者福祉司	
"	渋谷 尚希	身体障害者福祉司	
"	小谷野 恵美	予防対策課保健指導係長	

事務局	林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	田中 静恵	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	井美 有希未	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	水江 純一	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	神山 美樹	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	宮里 香弥子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

# 平成30年度 権利擁護専門部会の予定

## 資料第2号

平成30年11月22日現在

実施月	5月	7月	11月	1月	2月
実施回	有志による学習会	第1回権利擁護専門部会	第2回権利擁護専門部会	第3回権利擁護専門部会	第4回権利擁護専門部会
概要	箱石先生による成年後見 制度についての学習会	5月の学習会の報告と、 その内容に基づく委員か らのまとめ	これまでの意見や課題の まとめと提案	H29年度の振返り (投票支援について) と提案のまとめ	報告書(案)の検討
内容備考	当事者の親が多く参加され、疑問点や不安点、意 見が多く出された。	5月の学習会の報告と、 その報告に基づく成年後 見制度等について委員か ら意見だし	H28年度〜H30年度にでた 意見や課題をまとめ、そ れに対して、部会として の提案を検討する。	振返りと、11月の部会ででた提案のまとめ。 選挙については、31年4 月の区長・区議選の際の	報告書については、3月 実施予定の障害者地域自 立支援協議会へ提出。今 後の成年後見制度利用反 進計画等、区の施策に反 映参考にしてもらう。 2月の部会で案をたい てもらい、完成形はメー ル等で確認していただ く。

- 3年間の部会での後見制度に関する意見のまとめ
- ★権利擁護の新しい仕組みを作る必要があるのではないか
- ◎後見制度を利用する本人が利用しやすく安心できる支援体制ができていない

#### ★費用面の負担

#### (報酬)

- ・障害年金でほとんどの方が暮らしている(収入)
- ・親亡き後に第三者の後見人が就任すると報酬が高く、後見制度を利用することが本人にとって良いことなのか疑問がある(H28)
- 費用について、障害者の場合は期間が長くなるので、かかる費用も高くなる。
- 文京区の報酬助成にも課題があると思われる。生活保護のほうが障害者年金より手厚い場合がある。生活 保護だと報酬助成が受けられるのに、年金20万あるけど施設費がかかって金銭面の余力ない人は、資力 的には生活保護と同じだが、報酬助成がすぐに大丈夫という返事は聞けていない。区によって制度が違う ので、他区の制度も参考にしたほうが良い。

#### ★利用しやすさ

- ・障害のある方が後見制度を利用する時は、制度内容を理解するまでに時間がかかり、成年後見制度の説明 する人と本人との間に信頼関係がないと制度利用は難しい。
- 後見制度が広がっていくためには申し立て支援も必要ではないか。
- 後見制度利用が進まない理由の一つには、グループホームや施設に入っている利用者の場合、施設の人が 金銭管理をやってくれるので困らない。本質を考えるとそれでいいのか。権利擁護を考える場合、中立的 な第三者が必要なのではないか。
- ・成年後見制度の区長申し立てをする時、支援者間で総合的に判断(関係のある親族が死亡しているなど) するがどうしても慎重になってしまう。保佐、補助類型だと本人が保佐人、補助人をつけることを嫌がる 場合もある。支援者は必要だと感じても本人が拒否的だと、制度を利用することが本人にいいのか疑問を 感じる。

#### ★仕組みについて

- 現行において認知症高齢者の方向けの仕組みになっていて、障害者の方、特に知的障害の方に対する仕組 みづくりの検討が必要
- ・障害分野にも高齢分野のような地域包括ケアシステムが必要ではないか。
- 成年後見制度の中で権利擁護が進んでない
- 本人との信頼関係を築けるような後見人を含めたサポート体制
- ・障害者の親が亡くなって財産が子どもに引き継がれ、また、子どもがなくなったときに、余った財産が国 庫に行くのではなく、成年後見申し立てでお金のない人に流れるような制度作りを考えたほうが良いので はないか
- ★長期間の制度利用である(利用するタイミングや理由がはっきりしない)
  - 後見制度の利用タイミングをいつにすべきか、またどのような時に制度を利用すべきか

#### ◎意思決定支援をどのように実施していくことができるのか(身上保護と権利擁護の視点)

- ・後見業務で意思決定を進める中で、共通するのが「パターナリズムを行使しない支援」であることが学べた
- 後見人の悩みとしてご本人の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実効すると後見人としての責任が問われる可能性もあるような場面への支援へのむずかしさ(H29)
- ・身上保護が苦手な法律専門職もいるが、身上保護は親族後見人またはそれが得意な専門職がやり、財産管理はそれが得意な専門職が行うという、それぞれの得意分野で役割分担するのはどうか。

#### ★障害の特性など理解したコミュニケーションや関係形成等

- 入所施設長へ依頼できないのか(本人のことをよく理解している)
- 本人の意向がどのように反映されるか。重度の障害のある人にどのように接してくれるのか。
- ・身上保護については、後見人が選任されても実際は後見人も含めたチームとして、地域などで支援できる ことが重要ではないか
- 障害者の身上保護について、どのように制度を利用し、障害者に寄り添うか、きちんと明確に示してほしい

#### (その他)

- 本人の権利を守るために成年後見制度があるべきなのに、周りの人のための制度になっていないか。
- ・後見人の不正に対する不安 (親族より)
- 精神障害のある人達にも地域包括のような窓口がほしい。
- 後見制度を利用した場合の本人の生活への制限があるのか
- 後見人を変えることは難しいのか
- 実際に後見制度を利用している本人に話を聞いてみたい。
- ・後見制度利用促進法でき、成年後見制度のあり方など、国としても大きな転換期であり権利擁護部会としてどのようにかかわっていくのかが課題
- 障害児の親御さんの者いじたくが必要(障害のある子にどのように財産を残せばよいのかといった相談を受けることが多い)